

次のとおり公共測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年11月28日

静岡県知事 鈴木 康 友

- 1 測量機関
静岡地方法務局
- 2 作業の種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 3 作業期間
令和7年12月1日から令和8年3月17日まで
- 4 作業地域
沼津市志下地区の一部及び馬込地区の一部